芦屋市福祉部障がい福祉課

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う令和2年度地域活動支援センター運営費等補助事業に関する特例について(通知)

平素は本市の障がい福祉行政にご協力いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大を受けて緊急事態宣言が発令されたことに伴い、令和2年度 地域活動支援センター運営費等補助事業における補助金算定については、下記のとおり特例を 適用することとしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

記

## 1 特例適用期間

令和2年4月1日から令和2年5月31日まで。 適用期間の終了日を変更する場合は改めて通知することとする。

## 2 特例の内容

特例適用期間中において、訪問や電話等により利用者の健康管理や相談対応などの支援を行った場合は、その日数を利用日数とすることができるものとする。

## 3 留意事項

- ・利用者または利用者の親族等から新型コロナウイルス感染症拡大により通所を控える旨の 連絡があり、その記録がある場合にのみ適用できます。
- ・訪問や電話等による支援を行った日時及び支援内容は必ず記録されている必要があります。
- ・他の日中活動系サービス(生活介護等)と同日を利用日数とすることはできません。
- ・算定できる日数の上限は1人の利用者につき月5日とし、実際に通所した日数がある場合は合算することができます。
- ・事業所を休業する場合においても特例については適用できるものとします。ただし、休業 する場合は市に報告を行ってください。

以上

## 【お問い合せ先】

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所障がい福祉課

TEL 0797-32-2043 FAX 0797-38-2160